

平成 22 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【9月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策、 地域公共政策コース
専門科目	民法

[第 1 問]

<事案> Aが自宅住所地近くに居住用の土地と建物を所有していたところ、Cがこれを購入したいと申し出た。Aとしては、断るつもりでいたが、Aの配偶者Bが、Cとの間で、「A代理人B」と署名して上記不動産の売買契約を締結した。

<問> 上記のような事案において、Cは、民法 761 条は、日常家事に関して、夫婦の相互間に代理権の存在を認めた規定であり、これを基本代理権として、民法 110 条により表見代理が成立するはずであると主張している。Cの主張は認められるのであろうか。

[第 2 問]

<事案>① AはXの父であり、BはXの母である。Aは平成 17 年 11 月 9 日に、Bは平成 18 年 5 月 28 日に、それぞれ死亡した。XはA及びBの共同相続人の一人である。

② 平成 17 年 11 月 9 日当時、AはY信用金庫 a 支店において 1 口の普通預金口座と 11 口の定期預金口座を有しており、Bは同支店において 1 口の普通預金口座と 2 口の定期預金口座を有していた。

③ Xは、Y信金に対し、A名義の上記各預金口座につき平成 17 年 11 月 8 日及び同月 9 日における取引経過の開示を、B名義の上記各預金口座につき同日から平成 18 年 2 月 15 日までの取引経過の開示を、それぞれ求めたが、Y信金は、他の共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかつた。

<問> 上記のような事案において、Xは、Y信金に対して、上記各預金の取引経過を開示するよう訴訟を提起した。Xの主張は、何を根拠として認められるのであろうか。

以上